

# 西宮市学校給食献立検討委員会設置要綱

## 第1章 小学校及び義務教育学校（1年～4年）

### （設置）

第1条 学校給食の献立が、衛生的かつ安全で、栄養的にバランスがとれ、児童が親しめる食事内容であるかを検討するため、西宮市立小学校給食献立検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### （定義）

第2条 この要綱において「献立案」とは、栄養教諭及び学校栄養職員のうち担当者が作成した一月単位の学校給食の食事内容の原案をいう。

### （所管事務）

第3条 検討委員会は、既に実施した献立及び献立案について、次の各号に掲げる事項を検討し、教育委員会に対して必要な助言を行う。

- （1） 衛生・安全に関すること。
- （2） 栄養に関すること。
- （3） 調理に関すること。
- （4） 物資に関すること。
- （5） 児童の嗜好及び食事についての望ましい習慣に関すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、献立に関すること。

### （組織）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が依頼する。

- （1） 学校給食課長 1名
- （2） 小学校及び義務教育学校の校長 1名
- （3） 小学校及び義務教育学校前期課程の食育（給食）担当教諭 2名
- （4） 小学校及び義務教育学校（1年～4年）の給食を調理するチーフ調理員 2名
- （5） 小学校及び義務教育学校（1年～4年）の保護者 1名以上

### （委員の任期）

第5条 委員の任期は、1年とする。但し、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### （委員長及び副委員長）

第6条 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の互選とする。

3 副委員長は、学校給食課長とする。

4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

### （会議）

第7条 検討委員会は、委員長が召集し、委員長がその会議の議長となる。

2 栄養教諭・学校栄養職員は、検討委員会に出席し、献立案を提案する。

3 検討委員会は、毎年度5月、8月、10月、1月、3月に開催し、提案された献立案を検討する。

(報償費)

第8条 委員が会議に出席した場合は報償費を支給する。

2 前項の報償費は、出席に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち国及び地方公共団体の常勤の職員が職務上、出席した場合、報償費は支給しない。

4 委員の報償費の額は、2,037円(税込み)とする。

(関係職員等の出席)

第9条 委員長は、会議において特に必要と認めるときは、関係職員、学校薬剤師等の出席を求め、献立案に関する必要な事項の説明を聞くことができる。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、学校給食課で処理する。

第2章 中学校及び義務教育学校(5年～9年)

(中学校及び義務教育学校(5年～9年)への準用)

第11条 第1条から前条まで(第4条を除く。)の規定は、中学校及び義務教育学校(5年～9年)に準用する。この場合において、「小学校」とあるのは「中学校」と、「児童」とあるのは「児童生徒」と読み替えるものとする。

(組織)

第12条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が依頼する。

(1) 学校給食課長 1名

(2) 中学校及び義務教育学校の校長 1名

(3) 中学校及び義務教育学校後期課程の食育(給食)担当教諭 1名

(4) 中学校及び義務教育学校(5年～9年)の給食を調理するチーフ調理員 2名

(5) 中学校及び義務教育学校(5年～9年)の保護者 1名

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年6月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年5月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年12月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年5月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。